

平成 13 年 12 月 26 日

各 位

東京都中央区日本橋一丁目 20 番 7 号
 松 井 証 券 株 式 会 社
 代表取締役社長 松 井 道 夫
 (東京証券取引所第一部：8628)
 問合せ先：取締役経営企画部長 九鬼 祐一郎
 TEL：03(3281)3146

リストラクチャリングの実施について

松井証券は、平成 13 年 12 月 26 日開催の取締役会において、リストラクチャリング(従業員の人事処遇制度の改訂および事業所の閉鎖)を実施することを決議いたしました。

1. 従業員の人事処遇制度の改訂

松井証券は、真の実力主義の賃金体系の確立を目指すため、「退職金前払い制度」の導入および日本証券業厚生年金基金からの脱退を行うとともに、福利厚生制度の大幅な簡素化を図ります。

退職金前払い制度の導入(平成 14 年 4 月 1 日実施)

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「退職金規程」を廃止し、会社が負担している「退職金」にかかる費用は従業員の給与に上乗せして支給(退職金の前払い) ・制度導入に際し、退職金の権利確定のため、従業員全員を会社都合で退職させ退職金を支給(平成 14 年 3 月末)。翌日、雇用継続希望の従業員全員を退職前と同一条件で再雇用
実施理由	<ul style="list-style-type: none"> ・経営環境の急激な変化や雇用の流動化が進むなか、業績評価以上に、勤続年数に応じて後払いする現行の退職金制度は実績主義にそぐわないと判断 ・現在の業績評価に応じて前払いする制度の導入により、真の実力主義の賃金体系の確立を目指す
影響額	・軽微

日本証券業厚生年金基金からの脱退(平成 14 年 3 月末日を予定)

内 容	・日本証券業厚生年金基金から脱退し、会社が負担している「年金基金」にかかる費用は従業員の給与に上乗せして支給
実施理由	・退職金前払い制度と同様の趣旨
影響額	<ul style="list-style-type: none"> ・特別損失(平成 14 年 3 月期)として、2 億円強(注)を計上する見込み (注)上記影響額は平成 13 年 9 月末時点を計算基準日とした額で、実際の影響額(平成 14 年 3 月末時点)は未定

福利厚生制度の廃止

財形貯蓄制度の廃止、住宅貸付金規程の廃止

なお、松井証券では、住宅手当・家族手当等の諸手当の制度はすでに廃止しています。

2. 事業所の閉鎖

松井証券は、業務の効率化を徹底するため、平成 14 年 2 月末で長野事務センターを閉鎖し、同センターの業務(従業員を含む)を日本橋センターに移管します。重複業務を同一の場所に集約することにより、更なる業務効率性の向上とコスト削減を図ります。